

# 奨学生採用申請時のマイナンバー利用について

「松山市個人番号の利用等に関する条例」の制定に伴い、松山市奨学資金貸付制度においても、マイナンバーの利用によって、奨学生採用申請時の住民票及び所得証明書の添付が不要になる場合があります。本制度を利用される場合は、以下を参照に関係書類のご提出をお願いいたします。（※市外住所の方は利用方法が異なりますので、利用される場合は別途ご相談ください。）

## 【記入方法】

1. 松山市奨学生採用申請書（第1号様式）中段「本人」欄の「個人番号」欄に、12桁の「個人番号（マイナンバー）」をご記入ください。
2. 申請書下段「家庭状況」欄の「個人番号」欄に、12桁の「個人番号（マイナンバー）」をご記入ください。ただし、在学中及び乳幼児の方のご記入は不要です。

## 【お手続き方法】

マイナンバー利用にあたり、マイナンバー及び本人確認のため、次の書類をご準備ください。

### 1. 窓口でのお手続きの場合

#### (1) 申請者本人が持参される場合

##### ●マイナンバー確認書類

…申請者本人のマイナンバーカードもしくは通知カード（注1）

##### ●本人確認書類（\*以下の<本人確認書類>をご参照ください）

#### (2) 代理人が持参される場合

##### ●マイナンバー確認書類

…申請者のマイナンバーカードもしくは通知カード（※コピーでも可）（注1）

##### ●窓口に来た代理人の方の本人確認書類（\*以下の<本人確認書類>をご参照ください）

### 2. 郵送でのお手続きの場合

##### ●申請者のマイナンバーカードもしくは通知カードのコピー（注1）

##### ●申請者の本人確認書類のコピー（\*以下の<本人確認書類>をご参照ください）

（注1）ただし、通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。

## <本人確認書類>

### ● 1点提示

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳など法律の規定による官公署等発行のもの

### ● 2点提示

医療保険の資格確認書、年金手帳、年金証書、各種医療受給者証 など  
法律の規定による官公署等発行のもの（『氏名+生年月日』または『氏名+住所』の記載があるもの）  
学生証 など本人の顔写真が貼付された官公署等以外発行のもの

\*有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

\*裏面に住所が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。

\*上記の本人確認書類が無い場合は、奨学金担当（089-948-6869）にご相談ください。

\*マイナンバーを利用されない場合は、申請書提出の際、当該本人確認書類は不要です。

\*本人確認書類をお持ちでない場合、受付できないことがありますので、ご注意ください。